平成２７年（フ）第５０５号
名古屋市中川区助光３丁目1201番地　助光荘Ｔ―10棟309号
債務者　出口　　孝
1　決定年月日時　平成27年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５５４号
愛知県瀬戸市原山台２丁目21番306号
債務者　松浦　増治
1　決定年月日時　平成27年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第６６１号
名古屋市千種区城山町２丁目12番地の１　城山ハイツ101号
債務者　久米　真紀
1　決定年月日時　平成27年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第７７８号
愛知県春日井市神明町41番地　楠荘７号
債務者　小林　正道
1　決定年月日時　平成27年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第８７２号
愛知県清須市西田中長堀66番地
債務者　山田　勝美
1　決定年月日時　平成27年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１０３号
神奈川県逗子市小坪２丁目12番８号　ハイツホリウチ201
債務者　安達由美子
1　決定年月日時　平成27年６月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月２日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第７０号
青森県平川市新屋町松久66番地２
債務者　工藤かおり
1　決定年月日時　平成27年６月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月３日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２７年（フ）第７６号
青森県弘前市大字城東中央３丁目10番地17　コーポファミリア101号
債務者　三上　俊明
1　決定年月日時　平成27年６月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月３日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２７年（フ）第１１１号
和歌山市土入69―１　小堀マンション15号室、住民票上の住所大阪市生野区田島６丁目15番18号　スマイルハイツ
債務者　芦田　健次
1　決定年月日時　平成27年６月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１３１号
和歌山市善明寺706番地の96
債務者　尾畑　元美
1　決定年月日時　平成27年６月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１３８号
和歌山県紀の川市貴志川町井ノ口1515番地７
債務者　向　　真也
1　決定年月日時　平成27年６月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１４６号
和歌山県岩出市清水442番地　１―307号
債務者　石橋　　正
1　決定年月日時　平成27年６月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１４８号
和歌山市材木丁49番地の１
債務者　前田　秀記
1　決定年月日時　平成27年６月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１５４号
和歌山県紀の川市貴志川町尼寺785番地16
債務者　濵﨑　美佳
1　決定年月日時　平成27年６月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１５６号
和歌山県海草郡紀美野町西野702番地５
債務者　中村百合子
1　決定年月日時　平成27年６月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第２７０号
愛知県小牧市新町２丁目222番地　プチセゾン205号、従前の住所愛知県小牧市小牧３丁目398番地　ダイアパレス小牧駅前902号
債務者　山田　達也
1　決定年月日時　平成27年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２７１号
愛知県小牧市新町２丁目222番地　プチセゾン205号、従前の住所愛知県小牧市小牧３丁目398番地　ダイアパレス小牧駅前902号
債務者　小川祐佳里
1　決定年月日時　平成27年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部